

「介護職員等特定処遇改善加算」職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示します。

	職場環境要件項目	葵の園・岡山福渡としての取り組み
入職促進に向けた取組	・ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	・ 職業体験の受入れや、法人内行事に参加していただくことで職業魅力度向上の取組を実施している。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	・ スキルアップとして外部研修の参加費負担 スキルアップのため研修への参加促進・内部研修等を実施している。
両立支援・多様な働き方の推進	・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員へ転換の制度等の整備	・ 正社員登用制度があり、全職員に周知・実施している。
腰痛を含む心身の健康管理	・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	・ 機械浴、電動ベッド、スライディングボード（移乗支援）を導入している。
生産性向上のための業務改善の取組	・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化	・ 介護業務未経験の高齢者を積極的に雇用し、食事の配膳・下膳、食器の洗浄・片付け、洗濯した利用者の衣類を仕分けし整理する業務を提供している。
やりがい・はたらきがいの醸成	・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・ 定期的にケア方針について話し合いを行い、利用者ひとり一人の状態やケア内容について確認している。

「見える化」要件とは・・・介護職員処遇改善加算を取得するための要件の一つとして、「見える化要件」があります。「見える化要件」とは、「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員処遇改善加算を含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業所のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。